

令和5年4月吉

組合員各位

愛知県弁護士協同組合

銀行口座引落（毎月7日分）の隔月引落への変更について

日頃より、愛知県弁護士協同組合の運営にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当組合では毎月7日に「謄写料・名法書店書籍代・丸善書籍代・物品購入代・カウネット購入代」を、組合員の皆様の指定口座よりお引落をさせていただいておりますが、銀行手数料の値上げへの対応の必要性から、**前年度に引き続き本年度も**、お引落を2か月に1度とさせていただきます。

尚、請求書につきましては、従来通り毎月発行させていただきます。  
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※謄写料の請求書につきましては、システムの関係上「前月分の請求がある場合、「繰越金額」として計上されます。お引落日に「**繰越金額とお買上金額**」の**合計金額**をお引落させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、当協同組合事務局まで（TEL052-231-1760）、ご連絡をお願いいたします。

記

1 お引落予定日 令和5年度

従来	4/7	5/8	6/7	7/7	8/7	9/7	10/10	11/7	12/7	1/9	2/7	3/7
変更後	5/8		7/7		9/7		11/7		1/9		3/7	

2 請求書について 従来通り毎月発行させていただきます。

3 毎月22日の保険料の引落につきましては、従来通り毎月のお引落となります。

以上